三重県財務会計・予算編成支援システムの
機器更新に係るサーバ機器類
購入及び保守業務仕様書

平成２１年６月

三重県出納局

目次

１ 業務名 - 1 -
２ 用語の定義 - 1 -
３ 概要 - 1 -
３．１ 履行期間 - 1 -
３．２ 履行場所 - 1 -
３．３ 費用支払い条件 - 2 -
４ サーバ機器類の購入 - 2 -
５ 機器の設置場所 - 3 -
６ 機器及びソフトウェアの導入・設定 - 3 -
６．１ 導入に関する業務範囲 - 3 -
６．２ 導入業務実施体制 - 3 -
６．３ 導入スケジュール及び導入作業 - 3 -
６．３．１ 搬入及び設置 - 4 -
６．３．２ ハードウェア／ソフトウェアの設定作業 - 5 -
６．３．３ アプリケーション移行、動作確認（移行業者主体作業への協力） - 5 -
６．３．４ 手順書の作成及び研修 - 6 -
６．３．５ サーバの移設 - 6 -
６．４ 定例会への参加 - 6 -
７ 保守要件 - 6 -
７．１ 保守期間 - 7 -
７．２ 保守項目 - 7 -
７．３ 保守対象 - 7 -
７．４ 保守体制 - 8 -
７．５ 保守部品の準備 - 8 -
７．６ 通常時保守 - 8 -
７．７ 障害時保守 - 8 -
７．８ その他 特記事項 - 9 -
８ 納品物件 - 9 -
９ 受託者の義務 - 10 -

１　業務名

三重県財務会計・予算編成支援システムの機器更新に係るサーバ機器類購入及び保守業務

２　用語の定義

- 本業務＝三重県財務会計・予算編成支援システムの機器更新に係るサーバ機器類購入及び保守業務
- 本システム＝三重県財務会計・予算編成支援システム
- 現行システム＝現在稼働している本システム
- 新システム＝現行システムを現行機器から本業務等で調達する機器（新機器）へ移行することにより実現する次期システム
- 本県＝三重県
- 県担当=本県の担当職員
- 受託者＝本業務の受託者
- 移行業者＝現行システムを現行機器から本業務等で調達する機器（新機器）への移行を実施し、新システムの運用支援を行う業者
- ＳＩ事業者＝本県が別途契約しているＳＩ事業者

３　概要

本仕様書は、本システムの機器更新に係るサーバ機器類の購入及び保守業務に関する仕様をまとめたものである。

本仕様書の概要は、以下のとおりである。

- サーバ機器類の購入
- 機器の設置、ソフトウェアの導入・設定
- 機器及びソフトウェアの保守

「サーバ機器類の購入」の詳細については、「４　サーバ機器類の購入」を参照すること。

「機器の設置、ソフトウェアの導入・設定」の詳細については、「６ 機器及びソフトウェアの導入・設定」を参照すること。

「機器及びソフトウェアの保守」の詳細については、「７ 保守要件」を参照すること。

３．１　履行期間

契約日から平成 27 年 2 月 28 日まで

ただし、サーバ機器類の購入、機器の設置、ソフトウェアの導入・設定については平成 22 年 2 月末までに完了することとし、保守期間は、平成 22 年 3 月 1 日から平成 27 年 2 月 28 日までとする。

３．２　履行場所

三重県津市広明町 13 番地　三重県出納局

三重県津市栄町 1 丁目 891 番地　三重県吉田山会館　他

３．３　費用支払い条件

契約後、本県と協議の上、支払い時期及び各年度の業務に応じた支払い金額を決定するものとする。

「サーバ機器類の購入」及び「機器の設置、ソフトウェアの導入・設定」の支払い時期は、設置作業完了後、本県による設置状況の履行確認後（平成２２年２月末日予定）とする。

「機器及びソフトウェアの保守」の支払い時期は、保守作業完了後、各年度の支払い時期に応じて、本県による保守作業の履行確認後とする。最終年度においては、平成２７年２月末に履行確認を行う。

４　サーバ機器類の購入

サーバ機器類の購入台数は以下のとおりである。

（1）本番機器

① 業務サーバ（２ノードクラスタ構成）　・・・１式
② バックアップサーバ（シングル構成）　・・・１台
③ 運用管理サーバ（ＦＴ構成）　・・・１台
④ ゲートウェイサーバ（シングル構成）　・・・１台
⑤ 支出審査サーバ（シングル構成）　・・・１台
⑥ ソフト配布サーバ（シングル構成）　・・・２台
⑦ WSUS サーバ（シングル構成）　・・・１台

（2）保守用機器

① 保守用業務サーバ（シングル構成）　・・・１台
② 保守用運用管理サーバ（シングル構成）・・・１台
③ 保守用支出審査サーバ（シングル構成）・・・１台

（3）ネットワーク機器

① ネットワーク機器　・・・１式

（4）共通

① ラック等　・・・１式

機器仕様、ソフトウェア等については、「別紙１　サーバ機器類仕様書」を参照すること。
なお、購入する機器については、平成 22 年 2 月末における本県による履行確認後、所有権が本県に移転するものとする。ソフトウェアについては、本県がライセンスを所有する形となるよう、ソフトウェアライセンスの購入及びユーザ登録等を行うこと。
各ソフトウェアについては、本業務契約終了後、別途調達する次期機器においても継続して利用

することを想定している。ソフトウェアライセンスが継続利用できるよう、ライセンスの管理や保守の移転等の手続きを提示すること。

５　機器の設置場所

三重県津市栄町１丁目 891 番地　三重県吉田山会館１階サーバ室　及び吉田山会館 2 階事務室内

６　機器及びソフトウェアの導入・設定

６．１　導入に関する業務範囲

本システムの機器更新においては、移行業務と運用支援業務を行う移行業者が新システムの移行を行う。機器類はサーバ、クライアント、プリンタに分けて調達を行い、これらの調達のうち、受託者はサーバ機器類を担当するものとする。

受託者は本県及び移行業者及び他の機器調達業者等と連携し本業務を行うものとする。

導入に関する業務範囲（作業範囲、責任範囲）の概要を下表に示す。

	作業範囲	責任範囲
機器調達で導入した機器等の設定	受託者	移行業者
機器調達で導入したソフトウェア本体の導入等	受託者	受託者
機器調達で導入したハードウェア本体の導入等	受託者	受託者

６．２　導入業務実施体制

本業務の受託者は、以下の体制で業務を遂行すること。

①契約締結後速やかに当該業務の実施体制図、実施工程表等を明記した業務実施計画書を作成し、本県の承認を受けること。

②機器の導入期間及び導入準備期間には、本県や SI 事業者及び移行業者等との定例会議に参加し、スケジュール調整等、導入に必要な事項について協力すること。

③工程表に基づいた業務の進捗状況について、本県の要求に応じて作業の報告や内容に関する資料を随時提出すること。

④上記以外に必要に応じて課題解決ができる担当者を派遣し、本県の承認を得ること。

６．３　導入スケジュール及び導入作業

平成２１年１０月下旬までに、本県、SI 事業者及び移行業者に調達物品に関する説明を行うこ

と。１０月下旬頃から機器の納入を開始し、１２月中旬までに設定を完了すること。なお、納入にあたり、移行業者と協力の上、機器の設定を行うこと。
スケジュールについては、変更もありうるので、その際は本県の指示に従うこと。

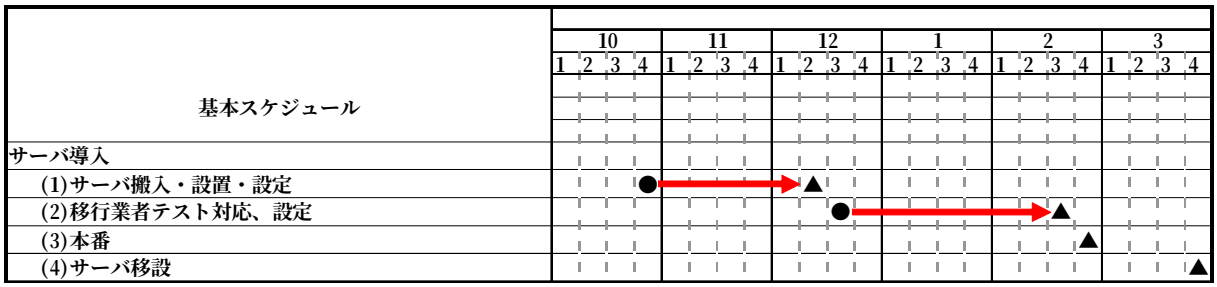

導入作業の内容について、以下に記載する。なお、設置場所への搬入、設置作業、電源工事、ハードウェア／ソフトウェアの設定 及び ネットワークへの接続等は、原則県庁開庁日の８：３０～１７：１５に行うこと。

６．３．１　搬入及び設置

（１）搬入及び設置にあたっては、事前に日程及び搬入ルート等について本県と協議し、その指示に従うこと。機器設置場所や電源配置については、「別紙２　機器配置レイアウト」を参照のこと。
（２）搬入／設置等の導入計画を作成すること。
（３）設置レイアウト図、導入機器の諸元一覧表を作成すること。保守性／省スペースを考慮した設置レイアウトとすること。
（４）導入機器のシステム構成図を作成すること。同図には、バックアップの装置構成やシステム構成、運用管理の装置構成やシステム構成を含めること。
（５）サーバ機等の導入にあたり、既設の分電盤を利用する。ただし、現行システムとの並行稼動が終了し、現行システムが撤去された後は、現行システムが使っていた分電盤へ変更することが予定されている。分電盤以降（ブレーカーへの接続から各サーバ機器用コンセントの用意まで)、電源ケーブルの敷設 及び 各装置の接続工事は受託者が行うこと。
（６）システムの構成にて独自に必要となる電源工事等、必要作業の整理を行うこと。なお、本県が用意できる電力量は約 36kVA とする。
（７）フリーアクセス板の加工（カット）については、事前にその内容を仕様書にて本県へ提出の上、本県の許可を得ること。
（８）機器の搬入・組立て後、空箱等の搬入材を速やかに撤去すること。

６．３．２　ハードウェア／ソフトウェアの設定作業

ハードウェア及びソフトウェアの設定に関して、以下の作業を実施すること。作業にあたり、責任をもって動作保証を行うこととする。また、移行業者の作業支援が必要な場合は、本県の承認の上、支援依頼を行い実施することとする。

（１）サーバ等の機器、ＯＳ及びソフトウェアの導入・設定

サーバ等の機器、ＯＳ及びソフトウェアについて、取扱説明書及びセットアップに必要な項目を本県に提出し、それを元に移行業者が作成した作業指示書に基づき、以下のような設定及び正常動作の確認を行うこと。これらの設定及び動作確認について報告書を作成し、本県に提出すること。

- BIOS の設定
- ハードディスクの RAID 構成
- ディスクのパーティション分割
- 無停電電源装置の接続およびテスト
- ネットワーク接続
- ＯＳのインストール及び各種パラメータの設定（ネットワーク設定も含む）
- 各種ソフトウェアのインストール及びパラメータの設定、ソフトウェアの単体テスト
- その他ハードウェア・ソフトウェアに必要となる全ての初期設定

（２）本調達による購入ソフトウェアについては、別途、導入手順書（インストール手順書）を作成し本県に提出すること。また、評価テスト結果に基づき、移行業者が導入手順書の修正を行う際は、確認を行うこと。

（３）既設のネットワークに各機器（ネットワーク接続の必要なもの）を接続し、疎通確認を行うこと。スイッチやハブ等のネットワーク接続機器のポートに、接続した機器名を示すラベルやタグを貼付すること。ディスクアレイ装置のＦＣケーブルや電源ケーブルについても同様に接続状況が分るようにラベルやタグを貼付すること。

（４）全ての調達機器の設定作業完了後に、動作確認テストを行い、正常動作を保証すること。

（５）導入した機器の接続構成図（電源、サーバ、ストレージ、ネットワーク等を含む）を作成し、提出すること。

（６）今回導入の機器・ソフト一切のユーザ登録について、本県名義でユーザ登録作業を行い、登録結果を本県に提出すること。

（７）各サーバの「製造番号」「ＯＳのプロダクトＩＤ」「ＭＡＣアドレス」「（当方指定の）コンピュータ名」を一覧表で提出すること（Ｅｘｃｅｌファイルにて提出のこと）。

６．３．３　アプリケーション移行、動作確認（移行業者主体作業への協力）

移行業者がアプリケーション移行や動作確認等の作業を行うにあたり、必要に応じて、協力及

び支援を行うこと。支援内容として、以下のような項目を想定している。

（１）移行業者担当分のソフトウェア組込み作業に、必要に応じて立ち会うこと
（２）移行業者担当分のソフトウェア組込み後、基本ソフトウェア 及び 業務アプリケーションの動作確認テストに必要に応じて立ち会うこと
（３）移行業者作業中のサーバ障害に対して随時対応を行うこと
（４）動作確認中は本業務により調達した物品に関する質疑に対し、速やかに対応すること（随時対応）
（５）動作確認中は、移行業者と協力の上、調達物品に対するチューニング等の技術サポートを実施すること。なお、本県に対する窓口を提示すること。（随時対応）
（６）サーバ本設置完了後、クライアント～サーバ間の疎通確認テスト中の障害への対応（随時対応）
（７）総合負荷テストへの参加 及び 障害時の対応（必要に応じて対応すること）
（８）その他、県担当、SI 事業者及び移行業者からの質問等には、速やかに随時対応すること。

６．３．４　手順書の作成及び研修

今回調達する機器・ソフトウェアに関する、システム管理者を対象とした手順書（インストール手順書、復旧手順書等）を作成し、運用管理に必要な研修を県担当や移行業者に対し実施すること。なお、日程については別途通知する。（１日程度の対応）

６．３．５　サーバの移設

全サーバは、仮設置場所に一旦設置を行うこと。現行機器から今回導入する新機器へ移行後一定期間経過した後に、本県が現行機器の撤去を行う。撤去によって空いたスペースへ、全サーバを移設すること。移設作業は、土・日曜日・休日等で実施する。スケジュールについては別途提示する。なお、当移設作業に伴い、「６．３．３ アプリケーション移行、動作確認（移行業者主体作業への協力）」に記載の（２）、（６）等の内容もあわせて実施すること。

６．４　定例会への参加

新システム構築を円滑に進めるため、本県で実施する定例会に必要に応じて参加すること。期間は契約後から機器の安定稼動が確認できるまで（平成２２年４月末まで）とする。

７　保守要件

新システムが常に完全な機能を保つように、本業務で導入したハードウェア、ソフトウェア等の保守を行うこと。保守作業にあたっては、移行業者との円滑な協力体制を実現すること。保守

に関する業務範囲（作業範囲、責任範囲）の概要を下表に示す。

	作業範囲	責任範囲
障害の切り分け	移行業者	移行業者
障害対応（業務アプリケーション、全体システム）	移行業者	移行業者
障害対応（本業務で調達したハードウェア、ソフトウェア）	受託者	受託者
セキュリティ対策	移行業者	移行業者
セキュリティ対策（情報提供）	受託者	受託者

なお、本業務の範囲内においては、いかなるケースにおいても本県に対して別途費用を請求する事はできない。以下の保守内容を受託者の責任において確実に実施すること。なお、下記に示す内容は必須条件であり、これ以外の内容についても本県業務に影響を与えないよう必要に応じて実施すること。

７．１　保守期間

保守作業の開始時期は、新システムの稼動開始時期に合せて平成２２年３月１日とする。保守作業の終了時期は、平成２７年２月２８日とする。

７．２　保守項目

① 定期保守

導入機器に対して定期点検（半年に１回）を実施し、障害の予見に努めること。

② 障害時保守

障害時の連絡対応、問診をおこなうこと。後述「７．７ 障害時保守」を参照のこと。

③ 問合せ対応

本契約に含まれるＯＳ、ソフトウェア等の問合せ対応を実施すること。

④ ソフトウェアのサポート

本仕様書により調達するソフトウェアにおいて、本県が必要と認めた場合、以下のサポートを行うこと。

- ソフトウェア、ファームウェア、ドライバ、パッチ等の改良版の情報提供
- ファームウェア、ドライバについては、必要に応じて機器への適用を行うこと
- 保守、技術情報等の提供

当該ソフトウェアにおいて、契約終了後も本県が引き続き利用できるように保守契約等を行うこと。また、継続利用するために必要な手続を本県に提示すること。

７．３　保守対象

・本仕様書により調達するハードウェア 一式

・本仕様書により調達するソフトウェア 一式

７．４　保守体制

・ 受託者は全社的に製品の信頼性を確保するための品質管理体制を有していること。
・ 保守関連窓口は一個所に集約すること。
・ 保守拠点には、ハードウェアや技術に精通した保守要員（ＣＥ）を確保し、修理・点検・保守・その他のアフターサービスについて、適切かつ迅速な対応が可能であること。
・ 上記の条件を満たすことを証明する「保守時の実施体制説明図」を作成・提出し、本県の承認を得ること。
・ 障害コール後、本庁又は吉田山会館に概ね１時間以内に到着し、速やかに保守作業の対応ができること。
・ 保守作業の作業報告書は、保守作業完了後に県担当に完了報告を行うこと。

７．５　保守部品の準備

・ 保守拠点に予備の部品を用意する等、保守作業に使用する交換用部品を速やかに入手するための手段／経路を確保しておくこと。確保した手段／経路は平成２２年２月末までに提示すること。なお、ＵＰＳの電池等についても保守用交換部品に含めること。

７．６　通常時保守

・ 原則、オンサイトでの保守作業を実施すること。（本県が特に必要と判断した場合は、センドバックによる保守作業を許可することもある。）
・ 保守のために機器を移動する際には、移動前に本県の指示に従い、データの暗号化またはデータの消去等を行うこと。
・ 通常時保守のサービス時間帯は、県庁の開庁時間（平日 ８：３０～１７：１５）とする。なお、本システムの稼働時間は、概ね県庁開庁日の８：３０～１８：３０である。
・ 本県及び移行業者は、年１回障害回復訓練を行うことを予定している。必要に応じて、受託者は、この作業に立会い、助言／支援を行うこと。

７．７　障害時保守

① 作業内容
・ 障害個所の特定（ハードウェア、ソフトウェア）及び原因除去の為の適切な対処
・ 障害回復後の正常動作確認（ハードウェア、ソフトウェア）
・ 影響部位の調査及び報告
② サービス時間
・ 障害時の通報受付時間は、土・日曜日・祝日等に関わらず２４時間とする。
・ 通報内容が緊急対応を要する内容である場合は、直ちに障害対応を行うこと。
③ 障害回復
・ 緊急対応を要する障害時通報受け取り時、または本県及び移行業者からの障害対応の作業指示後、速やかに本庁又は吉田山会館に到着すること。

・ 到着後、速やかに作業開始とするが、回復に長時間（概ね１時間以上）を要する場合は、本県又は移行業者に連絡し指示を仰ぐこと。但し、原則として回復に要する時間は障害発生後２４時間以内を限度とする。

④ 完了報告

・ 保守作業の作業報告書は、保守作業完了後に県担当に完了報告を行うこと。

７．８　その他 特記事項

平成２７年２月末までに、本県から指示があった場合、修理時と同様、機器内部のデータ消去を行い、消去証明を提出すること。また、本県においてもデータ消去ができるようにデータ消去方法・手順を提示すること。

８　納品物件

納品物件を以下に示す。各種ドキュメントについては、電子ファイル化を前提とし、電子データ（ＣＤ－Ｒ等）と紙面での納品を各２式とする。

（１）導入時

納期：平成 22 年 2 月末

但し、導入スケジュールについては、「６．３ 導入スケジュール及び導入作業」を参照すること。

・ サーバ及びネットワーク関連機器一式
・ ソフトウェア一式（ライセンス証書を含む）
・ サーバ及びネットワーク関連機器、ＯＳ、ソフトウェア等のマニュアル一式
・ ソフトウェア導入手順書（インストール手順書）
・ 復旧手順書
・ 設置レイアウト図
・ 機器の諸元一覧表
・ サーバのハードウェア構成シート
・ システム構成図
・ 機器の接続構成図
・ 電源配線図
・ 搬入／設置等の導入計画書
・ 業務実施計画書
・ 導入業務報告書

（２）保守時

・ 保守時の実施体制説明図（納期：平成 22 年 2 月末）
・ 修理報告書（随時提出）
・ 保守業務実施計画書（年度当初提出）

・　定期保守実施計画を含むこと

・ 保守業務報告書（毎月提出）

9　受託者の義務

（1）本業務の遂行にあたっては、本県の求めに応じ、速やかに資料等の提出を行うとともに資料等についての説明等を行うこと。

（2）契約期間中、上記「6．2 導入業務実施体制」及び「7．4 保守体制」の体制を維持すること。体制を変更する場合、事前に、本県に文書で報告し、本県の承認を得ること。

（3）業務の実施について、その全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について本県の承認を得た場合は可能とする。

（4）受託者は何人に対しても、受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知りえた本県業務の一切を漏らしてはならない。

（5）本業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。

（6）本業務のスケジュールにおいては、事前に本県の承認を得ること。

（7）本仕様書に記載されている全ての作業に対し、いかなる場合においても本県に別途費用を請求することはできない。ただし、本県の要求仕様の変更による追加費用については別途協議を行うものとする。

（8）本業務の遂行にあたっては、「三重県電子情報安全対策基準」に従うこと。なお、「三重県電子情報安全対策基準」については契約後、受託者のみに提示する。